

令和8年4月21日  
不動産・建設経済局  
住宅局  
航空局

## 公示送達等のデジタル化のための政令を閣議決定

公示送達等のデジタル化を目的とする「公示送達等の電子化のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

### 1. 背景

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、特定の場所に書面を掲示することを義務付けている手続については、各府省庁においてデジタル化の実現に向けた見直しが行われているところです。国土交通省においても、同プランの内容を踏まえ、所管する政令について、都道府県の庁舎等に赴かずとも、ウェブサイトにおいて公示送達等の際の公示事項等を閲覧可能とするための改正を行います。

### 2. 改正の概要

公示送達等の方法として、以下の①及び②の措置をとることを規定します。

- ① 不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くこと
- ② 掲示場等への掲示又は事務所等に設置したパソコン画面上で閲覧できる状態に置くこと

### 3. スケジュール

公布日：令和8年4月24日（金） / 施行日：令和8年5月21日（木）

#### <問合せ先>

- 土地収用法施行令及び大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令関係  
不動産・建設経済局総務課土地収用管理室 佐々木、矢澤  
TEL：03-5253-8111（内線 24-157）、03-5253-8255（直通）
- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令関係  
住宅局市街地建築課 四俵、阿部  
TEL：03-5253-8111（内線 39-614）、03-5253-8516（直通）
- マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令関係  
住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 藤南、澁澤  
TEL：03-5253-8111（内線 39-963）、03-5253-8509（直通）
- 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行令関係  
航空局航空ネットワーク部首都圏空港課 小松、酒井、中屋  
TEL：03-5253-8111（内線 49-309）、03-5253-8721（直通）